令和２年８月２８日
滋　賀　労　働　局

東近江労働基準監督署における個人情報の漏えいについて

滋賀労働局（局長　待鳥浩二）は、東近江労働基準監督署（署長　堀貴志）における個人情報の漏えいについて、次のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講ずることとしましたので、概要をお知らせします。

１　概要

東近江労働基準監督署（以下「東近江署」という。）において、「療養補償給付たる療養の費用請求書」の業務上外の調査のため、Ｂ医療機関あてに画像の提供等を依頼する際、Ｂ医療機関が画像にかかる費用を滋賀労働局に請求するための「障害等級等認定関係診断等費用請求書」（以下「診断等費用請求書」という。）に、誤ってＡ氏の振込先金融機関等を記載した診断等費用請求書を作成し、Ｂ医療機関に送付する事案が発生した。

※　当該診断等費用請求書の振込先金融機関等の欄には、Ａ氏の利用する金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人を含む情報が記載されていた。

２　事実経過

(1)　令和２年８月１４日、職員ＸはＢ医療機関に画像の提供等を依頼するため、文書を作成し決裁を行った。

(2)　同年８月１８日、決裁が終了し、職員Ｘは過去に作成した「診断等費用請求書」の中から、適当なファイルを選び、労働保険番号、事業場の名称、労働者氏名、生年月日等を入力し、Ｂ医療機関あての「診断等費用請求書」を作成したが、その中に、Ａ氏にかかる金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人を含む情報が入力されていたことに気づかなかった。

(3)　同年８月２５日、Ｂ医療機関から職員Ｘあてに電話があり、Ａ氏の金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人を含む情報が入っている「診断等費用請求書」を東近江署が発送している事実を把握し、情報漏えいが発覚したもの。

(4)　同日、東近江署の署長からＡ氏に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い、了承をいただいた。

(5)　同日、東近江署の副署長がＢ医療機関を訪問し、経過説明及び謝罪を行い、了承をいただき、関係書類を回収した。

３　発生原因等

(1)　過去に作成した「診断等費用請求書」のファイルを使用して作成し、記載内容の確認が不十分であったこと。

(2)　郵送時の複数人によるダブルチェックに関して、添付書類の内容確認が不十分であったこと。

４　再発防止策

(1) 東近江署における再発防止策

令和２年８月２６日及び２７日、署長から同署所属の全職員に対し、本事案の経過を説明するとともに、以下の事項を徹底することを指示した。

①　上書きするなどして作成した書類に、他人の（対象外の）個人情報が記入されていないことの確認を徹底すること。

②　郵送時の複数人によるダブルチェックに際し、添付書類の内容を含めて確認作業を徹底すること。

また、同署所属の全職員に対し、保有個人情報保護に関する研修を早急に実施し、情報漏えい防止のための基本動作・確認作業についての徹底を図ることとする。

(2) 滋賀労働局における再発防止策

①　同年８月２６日、労働基準部長から労働基準部内の課・室長に対して、同種事案の発生防止を指示した。同日、監督課長から滋賀労働局管下の労働基準監督署長に対して、本件事案についてメールで周知するとともに、同種事案の再発防止について徹底することの指示をした。また、同年９月８日に開催する臨時監督署長会議において、改めて個人情報漏えい防止の徹底を指示する予定である。

②　同年８月２８日、総務部において、管内の全所属（管内労働基準監督署・公共職業安定所、局内各課室）に対して、今回発生した事案の概要及び講じた再発防止策を周知し、注意喚起を行う予定である。

担当
滋賀労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長　　大川戸 克憲
電話　077-522-6630